

平成 30 年 1 月 10 日

農 林 水 産 省
香 川 県

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認について

- ・本日、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が県内で確認されました。
- ・当該農場は、飼養家さんの移動を自粛しています。なお、我が国ではこれまで、家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

1 農場の概要

所在地 : さぬき市

飼育状況 : 肉用鶏 飼育羽数 10 万羽

2 経緯

- (1) 平成 30 年 1 月 10 日朝、当該農場管理者から東部家畜保健衛生所に「死亡羽数の増加」との連絡がありました。
- (2) 同日、東部家畜保健衛生所が立入検査を行い、簡易検査を実施したところ、11 羽中 3 羽（死亡鶏 5 羽中 2 羽、生鶏 6 羽中 1 羽）の陽性を確認しました。
- (3) 現在、東部家畜保健衛生所において、遺伝子検査を行っております。
- (4) 遺伝子検査の結果は、22:00 ごろ判明の予定です。

3 今後の対応

遺伝子検査が陽性となり、本事例が疑似患畜と決定した場合、本日の香川県鳥インフルエンザ対策本部会議で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- (1) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表）に基づ

き、当該農場の飼養家きんのと殺及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。

- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施します。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置します。

4 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例は報告されていません
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問い合わせ先

所属：香川県農政水産部畜産課

担当：田淵、田中、北本

TEL：087-832-3427

FAX：087-806-0204